



目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 2 号	令和 7 年度御殿場市一般会計補正予算（第 8 号） について	資料 5
議案第 3 号	令和 8 年度御殿場市一般会計予算について	資料 6 資料 7
議案第 4 号	令和 8 年度御殿場市国民健康保険特別会計予算について	資料 6
議案第 5 号	令和 8 年度御殿場市救急医療センター特別会計予算 について	資料 6
議案第 6 号	令和 8 年度御殿場市介護保険特別会計予算について	資料 6
議案第 7 号	令和 8 年度御殿場市後期高齢者医療特別会計予算 について	資料 6
議案第 8 号	令和 8 年度御殿場市上水道事業会計予算について	資料 8
議案第 9 号	令和 8 年度御殿場市工業用水道事業会計予算について	資料 8
議案第 10 号	令和 8 年度御殿場市簡易水道事業会計予算について	資料 8
議案第 11 号	令和 8 年度御殿場市公共下水道事業会計予算について	資料 8
議案第 12 号	令和 8 年度御殿場市農業集落排水事業会計予算について	資料 8
議案第 13 号	令和 8 年度御殿場市公設浄化槽事業会計予算について	資料 8
議案第 14 号	富士山木のおもちゃ美術館条例制定について	1
議案第 15 号	御殿場市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準 を定める条例制定について	4

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 1 6 号	御殿場市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例制定について	6
議案第 1 7 号	御殿場市行政手続条例の一部を改正する条例制定について	1 3
議案第 1 8 号	御殿場市手数料条例の一部を改正する条例制定について	1 5
議案第 1 9 号	御殿場市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	4 5
議案第 2 0 号	御殿場市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	4 6
議案第 2 1 号	富士御殿場工業団地開発事業地内の用地取得について	4 8
議案第 2 2 号	市道路線の認定について	4 9
同意第 3 号	御殿場市固定資産評価審査委員会委員の選任について	5 0

議案第14号

富士山木のおもちゃ美術館条例制定について

富士山木のおもちゃ美術館条例を次のとおり制定する。

令和8年2月20日 提出

御殿場市長 勝 又 正 美

富士山木のおもちゃ美術館条例

(設置)

第1条 木の良さ及び利用の意義を学ぶ場を提供し、木育、地域活性化及び多世代の交流の促進を図り、併せて交流人口の増加に資するため、富士山木のおもちゃ美術館（以下「おもちゃ美術館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 おもちゃ美術館の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
富士山木のおもちゃ美術館	御殿場市印野1388番地の1

(供用日及び供用時間)

第3条 おもちゃ美術館の供用日及び供用時間は、規則で定める。

(入館料)

第4条 おもちゃ美術館に入館しようとする者は、別表に定める入館料を納付しなければならない。

(入館料の減免)

第5条 市長は、特別の事情があると認めるときは、規則で定める基準に従い、入館料を減額し、又は免除することができる。

(入館料の不還付)

第6条 既納の入館料は、還付しない。ただし、市長は、規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(入館の禁止等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) おもちゃ美術館内の秩序を乱し、若しくは他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあるとき。
- (2) おもちゃ美術館の施設、附属設備、展示物等を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 管理運営上支障があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、入館が不相当と認められるとき。

(損害賠償の義務)

第8条 おもちゃ美術館に入館する者は、故意又は過失によりおもちゃ美術館の施設、附属設備、展示物等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年8月8日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第4条関係）

区分	単位		入館料の額	
			市内	市外
子供（1歳以上 中学生まで）	1人	1日	300円	1,000円
		全日パスポート	1,500円	5,000円
		平日パスポート	900円	3,000円
一般	1人	1日	500円	1,400円
		全日パスポート	2,500円	7,000円
		平日パスポート	1,500円	4,200円

- 備考 1 「市内」とは、入館料を納付する日において、運転免許証、個人番号カードその他の書類の提示等により市内に居住していることを確認できる者をいう。
- 2 「市外」とは、前項に掲げる者以外の者をいう。
- 3 「1日」とは、供用時間の開始時刻から終了時刻までの間をいう。
- 4 「全日パスポート」とは、許可の日から6月の期間内において、おもちゃ美術館の供用日の供用時間内に回数に制限なく入館できるものをいう。

- 5 「平日パスポート」とは、許可の日から6月の期間内において、おもちゃ美術館の供用日のうち、平日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日以外の日をいう。）の供用時間内に回数に制限なく入館できるものをいう。
- 6 全日パスポート及び平日パスポートに係る入館料の額は、入館料を納付する日における区分によるものとする。

議案第15号

御殿場市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について

御殿場市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

令和8年2月20日 提出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

(特定乳児等通園支援事業者の一般原則)

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。）、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童

福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所の職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、御殿場市暴力団排除条例（平成24年御殿場市条例第24号）第2条第4号に規定する暴力団等であってはならない。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第16号

御殿場市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例制定について

御殿場市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月20日 提出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、御殿場市の美しい景観、豊かな自然環境及び良好な生活環境の保全と地球温暖化対策となる再生可能エネルギー発電事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、市民、事業者、土地所有者及び市が協働して、市民の安全安心な生活環境の維持及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 美しい景観、豊かな自然環境及び良好な生活環境は、これまで先人が大切に守り育ててきた市民全体の共通財産であり、この環境を将来の世代に引き継いでいくために、市民、事業者、土地所有者及び市が協働して、その保全及び活用を図らなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第3項第1号に規定する太陽光、同項第2号に規定する風力及び同項第5号に規定するバイオマスをエネルギー源とする設備及び系統用蓄電池（電力系統に直接接続する蓄電池をいう。以下同じ。）並びにこれらの附属設備（送電に係る電柱等を除く。）をいう。
- (2) 事業者 市内において再生可能エネルギー発電設備を設置し、発電、蓄電又は放

電を行う事業（樹木の伐採及び切土、盛土、埋土等の造成工事を含む。以下「事業」という。）を計画し、これを実施し、又は維持管理を行う者（発電設備の設置若しくは維持管理又は発電、蓄電若しくは放電に関する業務の全部又は一部について委託を受ける者を含む。）をいう。

(3) 同一事業者とみなす事業者 複数の事業者が事業を行う場合において、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 複数の事業者が個人であって、2親等以内の関係にある場合

イ 複数の事業者が法人又は団体であって、代表者が同一であり、又は構成する役員  
の半数以上が同一である場合

ウ 複数の事業者が送電設備を共同で使用する場合

エ その他その実態等から同一事業者とみなすことができる場合

(4) 事業者等 事業者又は同一事業者とみなす事業者をいう。

(5) 事業区域 事業を行う一団の土地をいう。

(6) 土地所有者等 事業区域に係る土地の所有者、占有者及び管理者をいう。

(7) 工事施工者 事業に関する工事を請け負った者及び請負契約によらないで自ら工事  
を行う者をいう。

(8) 近隣関係者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 事業区域に隣接する土地について、所有権又は借地権（建築物（建築基準法（昭  
和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の  
所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備の設置その他一時使用のため設定さ  
れたことが明らかなものを除く。）をいう。）を有する者

イ 事業区域に隣接する土地に存在する建築物について、所有権、使用貸借による権  
利又は賃借権を有する者

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する地縁による団  
体その他これに類する団体であって、事業区域内又は事業区域に隣接する土地に所  
在する団体

エ 再エネ特措法に基づく「説明会及び事前周知措置ガイドライン」（令和6年2月  
資源エネルギー庁）に規定する周辺地域の住民

オ その他これらのものと同程度の影響を受けると市長が認める者

（市の責務）

第4条 市は、第2条に規定する基本理念にのっとり、この条例の適正かつ円滑な運用を  
図るよう必要な措置を講ずるものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、第2条に規定する基本理念にのっとり、市の施策及びこの条例に定める

手続の実施に協力するよう努めるものとする。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、事業により、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生することがないように、当該土地を適正に管理しなければならない。

(事業者等の責務)

第7条 事業者等は、関係法令及びこの条例を遵守し、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生することがないように十分配慮するとともに、近隣関係者との良好な関係を保たなければならない。

(適用事業)

第8条 この条例の規定は、再生可能エネルギー発電設備の発電出力の合計（以下「発電出力」という。）が10キロワット以上の事業に適用する。ただし、建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するもの又は建築物での消費を目的とするものであって、当該建築物の同一敷地内に設置するものについてはこの限りでない。

2 前項に規定する発電出力は、規則で定める実質的に一体と認められる場所で、複数の再生可能エネルギー発電設備を設置する場合は、合算したものとする。

3 この条例の規定は、既存の再生可能エネルギー発電設備を増設することにより、前2項に規定する発電出力以上となる事業についても適用する。

(抑制区域)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する区域のうち特に必要と認められるものを、事業を抑制する区域（以下「抑制区域」という。）として指定できる。

- (1) 豊かな自然環境が保たれ、貴重な資源として認められること。
- (2) 優れた景観が良好な状態に保たれていること。
- (3) 歴史的又は郷土的な特色を有していること。
- (4) 土砂災害その他自然災害が発生するおそれがあること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業により周辺地域に著しい影響を及ぼすおそれがあること。

2 前項の抑制区域の範囲は、規則で定める。

(事前協議)

第10条 事業者等は、第12条第1項又は同条第2項の規定による届出（同項の規定による届出のうち変更の内容が軽微であると市長が認めるものを除く。）をしようとするときは、当該届出に係る事業に着手しようとする日前6月までに、次に掲げる事項について市長と協議しなければならない。

- (1) 事業計画の立案に関すること。

- (2) 再生可能エネルギー発電設備の設計及び施工に関すること。
- (3) 再生可能エネルギー発電設備の維持管理並びに撤去及び処分に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、再生可能エネルギー発電設備の適正な設置を確保するために市長が必要と認める事項  
(近隣関係者に対する説明等)

第11条 事業者等は、次条の規定による届出を行う前に、近隣関係者に対して、当該届出に係る事業計画について説明会を開催しなければならない。

- 2 前項の規定による説明会の開催に当たっては、事業者等は、事業計画について近隣関係者の理解が得られるよう努めなければならない。
- 3 近隣関係者は、規則で定めるところにより、第1項の規定による説明会を開催した事業者等に対し、事業計画について意見を申し出ることができる。
- 4 前項の規定による意見の申出があったときは、当該事業者等は、規則で定めるところにより、当該申出をした近隣関係者と協議しなければならない。

(届出)

第12条 事業者等は、事業を実施しようとするときは、前条の規定による近隣関係者に対する説明会の実施状況を記録した書類を添えて、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

- 2 事業者等は、前項の規定により届け出た事項に変更（規則に定める軽微な変更を除く。）が生じたときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

(同意)

第13条 事業者等は、事業を実施しようとするとき及び既に実施している事業を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、市長の同意を得なければならない。ただし、次の各号のいずれにも該当するときは前条の届出をすることで同意を得たものとみなす。

- (1) 事業区域が抑制区域以外に位置するものであること。
- (2) 発電出力が50キロワット未満であること。
- (3) 事業区域に隣接又は近接する土地に既に届出、同意又は設置されている別の事業がある場合において、規則で定める累積的な環境影響が想定される規模未満であること。

(同意の基準)

第14条 前条の規定による市長の同意は、当該事業の内容が規則で定める基準に適合していると認めるときに行うものとする。

- 2 市長は、事業区域の全部又は一部が抑制区域に位置する場合又は規則で定める条件に該当する場合は、原則として同意しないものとする。ただし、市長がこの条例の目的

に照らして支障がないと認めるものにあつては、この限りでない。

- 3 市長は、事業計画に同意をするときは、自然環境若しくは景観の維持又は災害若しくは生活環境への被害等の発生の防止のために必要な条件を付することができる。

(関係書類の閲覧)

第15条 事業者等は、規則で定めるところにより、当該事業を行っている間は、近隣関係者の求めに応じ、市長に提出した書類の写しを閲覧させなければならない。

(着手等の届出)

第16条 事業者等は、当該事業の着手、中止、再開又は廃止をするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。ただし、発電出力が50キロワット未満の設備を設置する場合は、着手の届出を省略することができる。

(完了の届出等)

第17条 事業者等は、当該再生可能エネルギー発電設備の設置工事が完了したときは、規則で定めるところにより、完了した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。当該設備を撤去したときも同様とする。

- 2 市長は、第13条の規定による同意を得た事業者等から、前項の規定による届出があつたときは、速やかに同意の基準及び付した条件等に適合していることを確認しなければならない。

(事業の承継)

第18条 事業者等から相続、売買、合併又は分割によりその地位を承継した者は、承継した日から起算して14日以内に市長にその旨を届け出なければならない。

(維持管理に関する報告等)

第19条 事業者等は、保守点検等計画に基づき再生可能エネルギー発電設備を適切に管理するとともに、その稼働状況について年1回市長に報告しなければならない。また、設備に異常が確認されたときは、速やかに必要な対策を講じなければならない。

- 2 事業者等は、自然災害、火災等の人為的災害その他の非常事態が発生した場合であつて、土砂流出等事業区域周辺への被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときは、直ちに必要な対策を講ずるとともに、市長に報告しなければならない。

- 3 前2項に規定する場合のほか、近隣関係者その他の市民又は地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるときは、市長は、再生可能エネルギー発電設備の維持管理状況について、事業者等に対し適宜報告を求めることができる。

(侵入防止措置)

第20条 事業者等は、事業区域内に事業者、工事施工者その他の関係者以外の者が容易に立ち入ることがないように、フェンスを設置する等の侵入防止措置及び安全対策を講じなければならない。

(報告及び立入調査)

第21条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、事業者等に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は職員を事業区域に立ち入らせ、当該事業に関する事項について調査させ、若しくは事業者、工事施工者、土地所有者その他の関係者（以下「事業関係者」という。）に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、事業関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、助言及び勧告)

第22条 市長は、必要があると認めるときは、事業者等に対して、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者等に対し期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第12条、第16条若しくは第17条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) 第13条の同意を得ずに事業に着手したとき。

(3) 第19条第3項の規定による報告及び前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(4) 前条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、同項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をしたとき。

(5) 前項の規定による指導又は助言に正当な理由なく従わなかったとき。

(公表)

第23条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者等が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該事業者等の氏名及び住所（法人の場合にあっては、名称、所在地及び代表者氏名）並びに当該勧告の内容を国及び県へ報告するとともに、公表することができる。

2 市長は、前項の規定により国及び県へ報告及び公表をしようとするときは、あらかじめ事業者等に対して、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(他自治体の条例との関係)

第24条 事業者等は、事業区域が御殿場市と他の自治体にまたがる再生可能エネルギー発電設備を設置する場合は、その適正な設置、維持管理、廃棄等に関し、当該他の自治体において適用される関係法令のほか、この条例の規定に基づき、適正に手続をしなければならない。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、施行日以後に関係法令に基づく許認可等の申請又は届出を行う事業について適用する。

3 施行日前において、関係法令に基づく許認可等の申請又は届出を行っている事業（設置工事が完了しているものを含む。以下同じ。）については、この条例の第18条、第19条第2項、同条第3項及び第20条から第23条までの規定を適用する。

4 施行日前において、関係法令に基づく許認可等の申請又は届出を行っている事業であって、施行日以後に規則で定める変更をしようとするものについては、この条例の規定を適用する。

(準備行為)

5 第10条の規定による協議、第11条第1項の規定による説明、同条第4項の規定による協議、第12条第1項の規定による届出、第13条の規定による同意、第16条の規定による届出、第17条第1項の規定による届出、第22条第1項の規定による指導及び助言並びに同条第2項の規定による勧告並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第10条、第11条、第12条第1項、第13条、第16条、第17条第1項及び第22条の規定の例により行うことができる。

議案第 17 号

御殿場市行政手続条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市行政手続条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市行政手続条例の一部を改正する条例

御殿場市行政手続条例（平成 9 年御殿場市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項中「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第 16 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第 22 条第 3 項中「第 15 条第 3 項」及び「同条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を加え、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から 2 週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第 28 条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第 29 条中「第 15 条第 3 項及び」の次に「第 4 項並びに」を加え、「同項第 3 号」を「同条第 4 項中「第 1 項第 3 号」に、「同条第 3 号」を「第 28 条第 3 号」に、「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に、「第 15 条第 3 項後段」を「第 15 条第 4 項後段」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年5月21日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の御殿場市行政手続条例の規定は、施行日以後にする通知について適用し、施行日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第18号

御殿場市手数料条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月20日 提出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市手数料条例の一部を改正する条例

御殿場市手数料条例（昭和58年御殿場市条例第39条）の一部を次のように改正する。  
第2条第1項を次のように改める。

手数料の種類及び額は、次のとおりとする。

- (1) 印鑑登録証明（多機能端末機（本市の電子計算組織と電子通信回路により接続された端末機で、個人番号カード又は移動端末設備を使用することにより自動で証明書を交付するものをいう。以下同じ。）を利用して交付する場合を除く。） 1枚につき300円
- (2) 印鑑登録証明（多機能端末機を利用して交付する場合に限る。） 1枚につき200円
- (3) 印鑑登録証の交付 1枚につき300円
- (4) 身分に関する証明 1枚につき300円
- (5) 生存、失そうに関する証明 1枚につき300円
- (6) 住民票の写しの交付（多機能端末機を利用して交付する場合を除く。） 1認証につき300円
- (7) 住民票の写しの交付（多機能端末機を利用して交付する場合に限る。） 1認証につき200円
- (8) 消除された住民票の写しの交付 1枚につき300円
- (9) 戸籍の附票の写しの交付 1枚につき300円
- (10) 消除された戸籍の附票の写しの交付 1枚につき300円
- (11) 不在住証明 1枚につき300円
- (12) 不在籍証明 1枚につき300円
- (13) 埋火葬申請書の写しの交付 1枚につき300円

- (14) 住民基本台帳の写しの閲覧 閲覧対象者1人につき300円
- (15) 租税公課に関する証明 1税目1年度につき300円
- (16) 営業、職業に関する証明 1種目につき300円
- (17) 土地、建物、償却資産に関する証明 1件（土地は1筆、建物は1棟、償却資産は種別ごとに1件とする。）につき300円（1件を超えるものにあつては1筆、1棟又は1種別増すごとに100円を加算する。）
- (18) 公簿の閲覧 1冊につき300円
- (19) 公文書、図面の閲覧 1件（公文書は1事件を、図面は1枚を1件とする。）につき300円
- (20) 公簿、公文書、図面の証明又は謄本、抄本の交付 1件（公簿、公文書は原文1枚を、図面のうち土地は1筆、建物は1棟を1件とする。）につき300円
- (21) 副図の複写 1枚につき300円
- (22) 官有土地使用願の奥書証明 1枚につき300円
- (23) 農地、農耕作に関する証明 1枚につき300円
- (24) 農地台帳の閲覧 1筆につき300円
- (25) 農地台帳の記録事項要約書の交付 1筆につき300円
- (26) 地籍調査成果等閲覧及び証明、基準杭使用許可 1筆につき300円（1筆増すごとに100円を加算する。）
- (27) 無職証明 1枚につき300円
- (28) 市街化区域、市街化調整区域又は地域地区に関する証明 1筆につき300円（1筆増すごとに100円を加算する。）
- (29) 造成工事完了証明書の原本証明 1件につき300円
- (30) 市営住宅入居等に関する証明 1枚につき300円
- (31) 土地境界承認の証明 1枚につき300円
- (32) 車両制限令（昭和36年政令第265号）に適合していることに関する証明 1枚につき300円
- (33) 占用許可に関する証明 1枚につき300円
- (34) 特殊車両の通行許可証の交付 1件につき1,500円
- (35) 公文書、図面、図書等の複写 次に掲げるとおりとする。
  - ア A3判まで 1面につき30円
  - イ A2判 1面につき350円
  - ウ A1判 1面につき700円
  - エ A0判 1面につき1,400円
- (36) 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付 1通につき450円

- (37) 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織による方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）に規定する方法に限る。以下同じ。）による場合及び当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付を同時に行う場合を除く。） 1符号につき400円
- (38) 戸籍に記載した事項に関する証明書の交付 1認証につき350円
- (39) 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付 1通につき750円
- (40) 除籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織による方法による場合及び当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項の除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付を同時に行う場合を除く。） 1符号につき700円
- (41) 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付 1認証につき450円
- (42) 戸籍の届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は届書その他の書類の記載事項の証明書の交付 1通につき350円
- (43) 上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理の証明書の交付 1通につき1,400円
- (44) 戸籍の届書その他の書類の閲覧 1書類につき350円
- (45) 自動車の臨時運行の許可の申請 1両につき750円
- (46) 住宅用家屋証明の申請 1件につき1,300円
- (47) 建築確認台帳記載事項証明書の交付 1枚につき450円
- (48) 建築物に関する確認の申請又は計画通知に係る審査 1件につき別表第1のとおりとする。
- (49) 建築物に関する完了検査の申請又は完了通知に係る検査 1件につき別表第2のとおりとする。
- (50) 建築物に関する中間検査の申請又は特定工程完了通知に係る検査 1件につき別表第3のとおりとする。
- (51) 建築設備に関する確認の申請等 建築設備1件につき別表第4のとおりとする。
- (52) 工作物に関する確認の申請等 次に掲げるとおりとする。
- ア 確認の申請又は計画通知に係る審査（イに掲げるものを除く。） 工作物1件につき17,700円
- イ 確認済証の交付を受けた計画の変更 工作物1件につき9,700円
- ウ 完了検査の申請又は完了通知に係る検査 工作物1件につき22,900円
- (53) 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定の申請 1件につき123,900円
- (54) 建築物の敷地と道路との関係の特例認定の申請 1件につき28,400円

- (55) 仮設建築物の建築許可の申請 1件につき123,900円
- (56) 総合的設計による一団地の建築物の特例認定の申請 次に掲げるとおりとする。
- ア 建築物の数が2である場合 1件につき80,200円
- イ 建築物の数が3以上である場合 1件につき建築物の数から2を減じた数に29,500円を乗じて得た額に80,200円を加えた額
- (57) 既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定の申請 次に掲げるとおりとする。
- ア 既存建築物を除く建築物の数が1である場合 1件につき80,200円
- イ 既存建築物を除く建築物の数が2以上である場合 1件につき建築物の数から1を減じた数に29,500円を乗じて得た額に80,200円を加えた額
- (58) 総合的設計による認定に係る区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定の申請 次に掲げるとおりとする。
- ア 一敷地内認定建築物を除く建築物の数が1である場合 1件につき80,200円
- イ 一敷地内認定建築物を除く建築物の数が2以上である場合 1件につき建築物の数から1を減じた数に29,500円を乗じて得た額に80,200円を加えた額
- (59) 総合的設計により認定を受けた複数建築物の認定取消しの申請 1件につき建築物の数に12,500円を乗じて得た額に6,700円を加えた額
- (60) 総合的設計による一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請 1件につき28,400円
- (61) 既存の建築物について行う2以上の工事の全体計画に関する認定の申請又は変更に関する認定の申請 1件につき28,400円
- (62) 既存の建築物について行う2以上の工事の用途変更に伴う工事の全体計画に関する認定の申請又は変更に関する認定の申請 1件につき28,400円
- (63) 用途を変更して一時的に興行場等として使用する建築物に関する許可の申請 1件につき123,900円
- (64) 優良宅地造成の認定の申請等 1件につき別表第5のとおりとする。
- (65) 長期優良住宅建築等計画の認定の申請（新築の場合に限る。） 次に掲げるとおりとする。
- ア 登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。）が交付した確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書をいう。以下同じ。）又は登録住宅性能評価機関が交付した住宅性能評価

- 書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の住宅性能評価書をいう。以下同じ。）を添付する場合 1件につき別表第6のとおりとする。
- イ その他の場合 1件につき別表第7のとおりとする。
- (66) 長期優良住宅建築等計画の認定の申請（新築の場合を除く。） 次に掲げるとおりとする。
- ア 確認書を添付する場合 1件につき別表第8のとおりとする。
- イ その他の場合 1件につき別表第9のとおりとする。
- (67) 長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請（新築の場合に限る。） 次に掲げるとおりとする。
- ア 確認書又は住宅性能評価書を添付する場合（軽微な変更を除く。） 1件につき別表第10のとおりとする。
- イ その他の場合 1件につき別表第11のとおりとする。
- (68) 長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請（新築の場合を除く。） 次に掲げるとおりとする。
- ア 確認書を添付する場合 1件につき別表第12のとおりとする。
- イ その他の場合 1件につき別表第13のとおりとする。
- (69) 低炭素建築物新築等計画の認定の申請 次に掲げるとおりとする。
- ア 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証（市長が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面をいう。以下同じ。）を添付する場合 1件につき別表第14のとおりとする。
- イ その他の場合 1件につき別表第15のとおりとする。
- (70) 低炭素建築物新築等計画の変更認定の申請 次に掲げるとおりとする。
- ア 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証を添付する場合 1件につき別表第16のとおりとする。
- イ その他の場合 1件につき別表第17のとおりとする。
- (71) 低炭素建築物新築等計画に係る軽微変更に該当する証明の申請 次に掲げるとおりとする。
- ア 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証を添付する場合 1件につき別表第18のとおりとする。
- イ その他の場合 1件につき別表第19のとおりとする。
- (72) 建築物のエネルギー消費性能に係る適合性の判定 次に掲げるとおりとする。
- ア 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省

令第1号。以下「基準省令」という。)第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する場合であって、判定に係る部分が共用部分のみの建築物の場合 1件につき別表第20のとおりとする。

イ その他の場合 1件につき別表第21のとおりとする。

(73) 建築物のエネルギー消費性能の変更に係る適合性の判定 次に掲げるとおりとする。

ア 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する場合であって、判定に係る部分が共用部分のみの建築物の場合 1件につき別表第22のとおりとする。

イ その他の場合 1件につき別表第23のとおりとする。

(74) 建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る認定の申請 次に掲げるとおりとする。

ア 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証(市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面をいう。以下同じ。)を添付する場合 1件につき別表第24のとおりとする。

イ その他の場合 1件につき別表第25のとおりとする。

(75) 建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る変更認定の申請 次に掲げるとおりとする。

ア 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証を添付する場合 1件につき別表第26のとおりとする。

イ その他の場合 1件につき別表第27のとおりとする。

(76) 建築物のエネルギー消費性能に係る適合性の判定に係る軽微変更に該当する証明の申請 次に掲げるとおりとする。

ア 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する場合であって、判定に係る部分が共用部分のみの建築物の場合 1件につき別表第28のとおりとする。

イ その他の場合 1件につき別表第29のとおりとする。

(77) 建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る軽微変更に該当する証明の申請 次に掲げるとおりとする。

ア 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証を添付する場合 1

件につき別表第30のとおりとする。

イ その他の場合 1件につき別表第31のとおりとする。

- (78) 鳥獣飼養登録票の交付又は更新若しくは再交付の申請 1件につき3,400円
- (79) 死亡獣畜取扱場設置の許可の申請 1件につき16,800円
- (80) 動物の飼養又は収容の許可の申請 1件（1個の施設又は同一構内にある数個の施設について、同時に数件の申請が行われる場合にあっては当該申請を1件とみなす。）につき8,600円
- (81) 犬の登録 1頭につき3,000円
- (82) 犬の狂犬病予防注射済票の交付 1枚につき550円
- (83) 犬の鑑札の再交付 1枚につき1,600円
- (84) 犬の狂犬病予防注射済票の再交付 1枚につき340円
- (85) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発許可申請 次に掲げる面積の区分に応じた金額
- ア 0.1ヘクタール未満 1件につき8,600円
- イ 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 1件につき22,200円
- ウ 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 1件につき43,300円
- エ 0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満 1件につき86,100円
- オ 1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満 1件につき130,100円
- カ 3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満 1件につき169,900円
- キ 6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満 1件につき220,000円
- ク 10.0ヘクタール以上 1件につき300,500円
- (86) 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発許可申請 次に掲げる面積の区分に応じた金額
- ア 0.1ヘクタール未満 1件につき13,000円
- イ 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 1件につき30,400円
- ウ 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 1件につき64,600円
- エ 0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満 1件につき119,600円
- オ 1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満 1件につき200,000円
- カ 3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満 1件につき270,100円
- キ 6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満 1件につき339,700円
- ク 10.0ヘクタール以上 1件につき480,300円
- (87) その他の開発行為許可申請 次に掲げる面積の区分に応じた金額
- ア 0.1ヘクタール未満 1件につき86,100円

- イ 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 1件につき130,300円
- ウ 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 1件につき190,300円
- エ 0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満 1件につき260,400円
- オ 1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満 1件につき390,400円
- カ 3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満 1件につき510,000円
- キ 6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満 1件につき660,100円
- ク 10.0ヘクタール以上 1件につき869,800円
- (88) 開発行為変更許可申請 1件につき次に掲げる額を合算した額。ただし、当該額が869,800円を超えるときは、869,800円とする。
- ア 開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては、変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては、縮小後の開発区域の面積）に応じ第85号から第87号までに規定する額に10分の1を乗じて得た額
- イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ第85号から第87号までに規定する額
- ウ その他の変更については、10,300円
- (89) 市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請 1件につき46,100円
- (90) 予定建築物等以外の建築等許可申請 1件につき25,800円
- (91) 開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請 次に掲げる面積の区分に応じた金額
- ア 0.1ヘクタール未満 1件につき6,900円
- イ 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 1件につき17,900円
- ウ 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 1件につき38,900円
- エ 0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満 1件につき69,300円
- オ 1.0ヘクタール以上 1件につき96,800円
- (92) 開発許可を受けた地位の承継の承認申請 次に掲げる面積等の区分に応じた金額
- ア 自己の居住用又は業務用であつて開発区域の面積が1ヘクタール未満 1件につき1,600円
- イ 自己の居住用又は業務用であつて開発区域の面積が1ヘクタール以上 1件につき2,700円
- ウ ア及びイ以外のもの 1件につき17,000円
- (93) 開発登録簿の写しの交付 用紙1枚ごとに470円
- (94) 屋外広告物許可の申請 別表第32のとおりとする。

(95) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第6項において読み替えて準用する同条第4項（同法第66条及び他の法律において準用する場合を含む。）並びに同法第81条第3項において読み替えて準用する同法第78条第4項の手数料無料。ただし、当該手数料に係る写しの作成及び送付に要する費用は請求者の負担とし、御殿場市が保有する公文書及び保有個人情報記録された公文書の写しの交付に要する費用等を定める要綱（平成17年御殿場市告示第54号）の例による。

第4条第1項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第3号及び第4号中「別表建築物の建築確認の申請等の部から建築物のエネルギー消費性能に係る適合性の判定に係る軽微変更に該当する証明の申請の部」を「第2条第1項第48号から第77号」に改め、同項第5号中「別表建築物の建築確認の申請等の部第1項又は第5項」を「第2条第1項第48号、第49号、第51号又は第52号」に改め、同条第2項第1号中「別表」を「第2条第1項」に改める。

別表を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

建築物に関する確認の申請又は計画通知に係る審査

区分		手数料の額
申請に係る床面積の合計（以下「対象床面積」という。）が30平方メートル以内のもの	申請等に係る建築物（以下「申請等建築物」という。）の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	11,100円
	その他の場合	14,900円
対象床面積が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	19,100円
	その他の場合	29,200円
対象床面積が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	25,300円
	その他の場合	40,200円
対象床面積が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの		53,200円
対象床面積が300平方メートルを超え500平方メートル以		76,300円

内のもの	
対象床面積が500平方メートルを超えるもの	134,200円

備考 建築物に関する確認の申請又は計画通知に係る審査に係る対象床面積の算定及び手数料は、次のように取り扱うものとする。

(1) 対象床面積は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積

イ 確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては当該増加する部分の床面積）

ウ 建築物を移転、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合（エに掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1

エ 確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該計画の変更に係る床面積の2分の1

(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項（同法第8条第2項において同条同項を準用する場合を含む。）の規定により申し出る場合 上表に掲げる手数料の額と第2条第65号から第68号までに掲げる手数料の額とを合わせた額

(3) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項（同法第55条第2項において同条同項を準用する場合を含む。）の規定により申し出る場合 上表に掲げる手数料の額と第2条第69号及び第70号に掲げる手数料の額とを合わせた額

(4) 建築物省エネ法第30条第2項の規定により申し出る場合 上表に掲げる手数料の額と第2条第74号に掲げる手数料の額とを合わせた額

(5) 建築物省エネ法第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定により申し出る場合 上表に掲げる手数料の額と第2条第75号に掲げる手数料の額とを合わせた額

(6) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1号又は第2項の規定が適用される建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合を除く。）の場合 1棟ごとに、上表に掲げる手数料の額と次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる額とを合わせた額

区分	手数料の額
----	-------

建築物の建築をする場合（確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合を除く。）	一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）		14,000円
	共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）の住戸部分	申請に係る戸数（以下「申請戸数」という。）が1戸のもの	14,000円
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	25,500円
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	35,400円
		申請戸数が11戸以上のもの	48,000円
建築物の建築をする場合（確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合に限る。）	一戸建ての住宅		7,000円
	共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	7,000円
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	12,700円
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	17,700円
		申請戸数が11戸以上のもの	24,000円

別表第1の次に次の31表を加える。

別表第2（第2条関係）

建築物に関する完了検査の申請又は完了通知に係る検査

区分			手数料の額
中間検査及び特定工程の指定なし	対象床面積が30平方メートル以内のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	13,600円
		その他の場合	19,300円
	対象床面積が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物で	18,500円

		ある場合	
		その他の場合	28,000円
	対象床面積が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	25,400円
		その他の場合	40,700円
	対象床面積が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの		55,200円
	対象床面積が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの		60,900円
	対象床面積が500平方メートルを超えるもの		74,900円
中間検査及び特定工程の指定あり	対象床面積が30平方メートル以内のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	12,600円
		その他の場合	18,300円
	対象床面積が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	17,500円
		その他の場合	27,000円
	対象床面積が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	23,400円
		その他の場合	38,700円
	対象床面積が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの		53,200円
	対象床面積が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの		58,900円
	対象床面積が500平方メートルを超えるもの		71,900円

備考 建築物に関する完了検査の申請又は完了通知に係る検査に係る対象床面積の算

定及び手数料は、次のように取り扱うものとする。

(1) 対象床面積は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

ア 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積

イ 建築物を建築した場合（移転した場合に限る。） 当該移転に係る部分の床面積の2分の1

ウ 建築物を大規模の修繕又は大規模の模様替をした場合 当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1

(2) 建築物省エネ法第10条第1項の規定が適用される建築物（建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条第1項第4号ハの検査報告書又はその写しに係る建築物を除く。）の場合 1棟ごとに、上表に掲げる手数料の額と次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる手数料の額とを合わせた額

区分		手数料の額
一戸建ての住宅		4,000円
共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	4,000円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	4,800円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	11,000円
	申請戸数が11戸以上のもの	15,600円
共同住宅等の共用部分 （基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の場合に限る。）	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	2,100円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	2,800円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	4,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	6,000円
共同住宅等の住戸部分及	床面積の合計が30平方メー	2,100円

び共用部分以外の部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分	トル以内のもの	
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	2,800円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	4,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	6,000円
共同住宅等の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	360円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	510円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1,100円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	1,400円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	2,100円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	2,800円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	4,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	6,000円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	360円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メー	510円

	トル以内のもの	
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1,100円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	1,400円

別表第3（第2条関係）

建築物に関する中間検査の申請又は特定工程完了通知に係る検査

区分		手数料の額
対象床面積の合計が30平方メートル以内のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	13,600円
	その他の場合	19,900円
対象床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	17,900円
	その他の場合	28,000円
対象床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	24,000円
	その他の場合	39,500円
対象床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの		54,700円
対象床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの		56,700円
対象床面積の合計が500平方メートルを超えるもの		62,100円

別表第4（第2条関係）

建築設備に関する確認の申請等

区分		手数料の額
確認の申請又は計画通知に係る審査（確認済証の交付を受けた計画の変更を除く。）	小荷物専用昇降機	9,700円
	上記以外の建築設備	20,900円
確認済証の交付を受けた計画の変	小荷物専用昇降機	6,800円

更	上記以外の建築設備	10,500円
完了検査の申請又は完了通知に係る検査	小荷物専用昇降機	18,800円
	上記以外の建築設備	31,400円

別表第5（第2条関係）

優良宅地造成の認定の申請等

区分		手数料の額
優良宅地造成の認定の申請		86,000円
優良住宅新築の認定の申請	対象床面積が100平方メートル以内のもの	6,200円
	対象床面積が100平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	8,600円
	対象床面積が500平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	13,100円
	対象床面積が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	35,100円
	対象床面積が1万平方メートルを超えるもの	43,100円

別表第6（第2条関係）

長期優良住宅建築等計画の認定の申請（新築の場合に限る。） 確認書又は住宅性能評価書を添付する場合

区分		手数料の額
一戸建ての住宅		16,100円
共同住宅等	申請戸数が1戸のもの	16,100円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	27,500円
	申請戸数が6戸以上のもの	43,000円

別表第7（第2条関係）

長期優良住宅建築等計画の認定の申請（新築の場合に限る。） その他の場合

区分		手数料の額
一戸建ての住宅		53,100円
共同住宅等	申請戸数が1戸のもの	53,100円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	119,200円
	申請戸数が6戸以上のもの	189,400円

別表第8（第2条関係）

長期優良住宅建築等計画の認定の申請（新築の場合を除く。） 確認書を添付する場合

区分	手数料の額

一戸建ての住宅		23,200円
共同住宅等	申請戸数が1戸のもの	23,200円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	38,900円
	申請戸数が6戸以上のもの	62,200円

別表第9（第2条関係）

長期優良住宅建築等計画の認定の申請（新築の場合を除く。） その他の場合

区分		手数料の額
一戸建ての住宅		77,800円
共同住宅等	申請戸数が1戸のもの	77,800円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	177,600円
	申請戸数が6戸以上のもの	282,600円

別表第10（第2条関係）

長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請（新築の場合に限る。） 確認書又は住宅性能評価書を添付する場合（軽微な変更を除く。）

区分		手数料の額
一戸建ての住宅		12,800円
共同住宅等	申請戸数が1戸のもの	12,800円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	21,200円
	申請戸数が6戸以上のもの	34,900円

別表第11（第2条関係）

長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請（新築の場合に限る。） その他の場合

区分		手数料の額
一戸建ての住宅		31,000円
共同住宅等	申請戸数が1戸のもの	31,000円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	67,400円
	申請戸数が6戸以上のもの	107,300円

別表第12（第2条関係）

長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請（新築の場合を除く。） 確認書を添付する場合

区分		手数料の額
一戸建ての住宅		17,800円
共同住宅等	申請戸数が1戸のもの	17,800円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	30,400円

	申請戸数が6戸以上のもの	49,600円
--	--------------	---------

別表第13（第2条関係）

長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請（新築の場合を除く。） その他の場合

区分		手数料の額
一戸建ての住宅		46,000円
共同住宅等	申請戸数が1戸のもの	46,000円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	100,700円
	申請戸数が6戸以上のもの	160,600円

別表第14（第2条関係）

低炭素建築物新築等計画の認定の申請 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証を添付する場合

区分		手数料の額
一戸建ての住宅		5,500円
共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	5,500円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	10,700円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	18,100円
	申請戸数が11戸以上のもの	30,700円
共同住宅等の共用部分		10,700円
共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分		10,700円
その他の建築物		10,700円

別表第15（第2条関係）

低炭素建築物新築等計画の認定の申請 その他の場合

区分		手数料の額
一戸建ての住宅	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち住宅に関し市長が別に定めるもの（以下この表、別表第17及び別表第19において「仕様基準」という。）	19,200円

		仕様基準以外のもの	38,800円
共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	仕様基準	19,200円
		仕様基準以外のもの	38,800円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	仕様基準	37,000円
		仕様基準以外のもの	78,000円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	仕様基準	53,200円
		仕様基準以外のもの	110,200円
	申請戸数が11戸以上のもの	仕様基準	78,000円
		仕様基準以外のもの	155,300円
共同住宅等の共用部分			122,400円
共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち非住宅に関し市長が別に定めるもの（以下この表、別表第17及び別表第19において「モデル建物法」という。）		97,600円
	モデル建物法以外のもの		254,400円
その他の建築物	モデル建物法		97,600円
	モデル建物法以外のもの		254,400円

別表第16（第2条関係）

低炭素建築物新築等計画の変更認定の申請 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証を添付する場合

区分		手数料の額
一戸建ての住宅		3,300円
共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	3,300円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,600円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	10,600円
	申請戸数が11戸以上のもの	18,100円
共同住宅等の共用部分		6,600円

共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分	6,600円
その他の建築物	6,600円

別表第17（第2条関係）

低炭素建築物新築等計画の変更認定の申請 その他の場合

区分		手数料の額	
一戸建ての住宅	仕様基準	10,000円	
	仕様基準以外のもの	20,200円	
共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	仕様基準	10,000円
		仕様基準以外のもの	20,200円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	仕様基準	19,400円
		仕様基準以外のもの	39,900円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	仕様基準	28,700円
		仕様基準以外のもの	57,600円
	申請戸数が11戸以上のもの	仕様基準	41,800円
		仕様基準以外のもの	81,300円
共同住宅等の共用部分		62,500円	
共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分	モデル建物法	50,300円	
	モデル建物法以外のもの	128,700円	
その他の建築物	モデル建物法	50,300円	
	モデル建物法以外のもの	128,700円	

別表第18（第2条関係）

低炭素建築物新築等計画に係る軽微変更に係る証明の申請 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証を添付する場合

区分		手数料の額
一戸建ての住宅		1,500円
共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	1,500円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	3,100円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	5,300円
	申請戸数が11戸以上のもの	8,900円
共同住宅等の共用部分		3,100円
共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分		3,100円
その他の建築物		3,100円

別表第19（第2条関係）

低炭素建築物新築等計画に係る軽微変更に該当する証明の申請 その他の場合

区分		手数料の額	
一戸建ての住宅	仕様基準	5,100円	
	仕様基準以外のもの	10,000円	
共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	仕様基準	5,100円
		仕様基準以外のもの	10,000円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	仕様基準	9,600円
		仕様基準以外のもの	19,700円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	仕様基準	14,200円
		仕様基準以外のもの	28,400円
	申請戸数が11戸以上のもの	仕様基準	21,100円
		仕様基準以外のもの	40,700円
共同住宅等の共用部分		31,200円	
共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分	モデル建物法	24,800円	
	モデル建物法以外のもの	64,000円	
その他の建築物	モデル建物法	24,800円	
	モデル建物法以外のもの	64,000円	

別表第20（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能に係る適合性の判定 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する場合であって、判定に係る部分が共用部分のみの建築物の場合

区分		手数料の額
一戸建ての住宅		5,500円
共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	5,500円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	10,700円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	18,100円
	申請戸数が11戸以上のもの	30,700円
共同住宅等の共用部分（基準省令第4条第3項第1号若しくは第13条第3項第1号の規定を適用する建築物又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する場合であって、判定に係る部分が共用部分のみの建築物の場合に限る。）		10,700円

共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分	10,300円
その他の建築物	10,300円

別表第21（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能に係る適合性の判定 その他の場合

区分		手数料の額	
一戸建ての住宅	建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準及び同法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち住宅に関し市長が別に定めるもの（以下この表、別表第23、別表第25、別表第27、別表第29及び別表第31において「仕様基準」という。）	19,200円	
	仕様基準以外のもの	38,800円	
共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	仕様基準	19,200円
		仕様基準以外のもの	38,800円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	仕様基準	37,000円
		仕様基準以外のもの	78,000円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	仕様基準	53,200円
		仕様基準以外のもの	110,200円
	申請戸数が11戸以上のもの	仕様基準	78,000円
		仕様基準以外のもの	155,300円
共同住宅等の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の場合に限る。）		122,400円	
共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分であって、工場等（工場、倉庫その他エネルギーの使用の状況がこれらに類するものをいう。）	建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準及び同法第30条第	97,200円	

以下同じ。)の用途に供する部分を除いた部分	1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち非住宅に関し市長が別に定めるもの(以下この表、別表第23、別表第25、別表第27、別表第29及び別表第31において「モデル建物法」という。)	
	モデル建物法以外のもの	254,700円
共同住宅等の工場等の用途に供する部分		21,100円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分	モデル建物法	97,200円
	モデル建物法以外のもの	254,700円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分		21,100円

別表第22(第2条関係)

建築物のエネルギー消費性能の変更に係る適合性の判定 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する場合であって、判定に係る部分が共用部分のみの建築物の場合

区分		手数料の額
一戸建ての住宅		3,300円
共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	3,300円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,600円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	10,600円
	申請戸数が11戸以上のもの	18,100円
共同住宅等の共用部分(基準省令第4条第3項第1号若しくは第13条第3項第1号の規定を適用する建築物又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する場合であって、判定に係る部分が共用部分のみの建築物の場合に限る。)		6,600円
共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分		6,300円
その他の建築物		6,300円

別表第23(第2条関係)

建築物のエネルギー消費性能の変更に係る適合性の判定 その他の場合

区分		手数料の額	
一戸建ての住宅	仕様基準	10,000円	
	仕様基準以外のもの	20,200円	
共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	仕様基準	10,000円
		仕様基準以外のもの	20,200円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	仕様基準	19,400円
		仕様基準以外のもの	39,900円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	仕様基準	28,700円
		仕様基準以外のもの	57,600円
	申請戸数が11戸以上のもの	仕様基準	41,800円
		仕様基準以外のもの	81,300円
共同住宅等の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の場合に限る。）		62,500円	
共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分	モデル建物法	49,900円	
	モデル建物法以外のもの	128,300円	
共同住宅等の工場等の用途に供する部分		11,400円	
その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分	モデル建物法	49,900円	
	モデル建物法以外のもの	128,300円	
その他の建築物の工場等の用途に供する部分		11,400円	

別表第24（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る認定の申請 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証を添付する場合

区分		手数料の額
一戸建ての住宅		5,500円
共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	5,500円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	10,700円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	18,100円
	申請戸数が11戸以上のもの	30,700円
共同住宅等の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の場合に限る。）		10,700円
共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分		10,700円

その他の建築物	10,700円
---------	---------

備考 建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る認定の申請に係る手数料は、建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項を記載する場合、申請に係る建築物と複数棟認定の他の建築物につき、それぞれ上表に掲げる区分に応じた金額を合わせた額とする。

別表第25（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る認定の申請 その他の場合

区分		手数料の額	
一戸建ての住宅	仕様基準	19,200円	
	仕様基準以外のもの	38,800円	
共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	仕様基準	19,200円
		仕様基準以外のもの	38,800円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	仕様基準	37,000円
		仕様基準以外のもの	78,000円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	仕様基準	53,200円
		仕様基準以外のもの	110,200円
	申請戸数が11戸以上のもの	仕様基準	78,000円
		仕様基準以外のもの	155,300円
共同住宅等の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に限る。）		122,400円	
共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分	モデル建物法	97,600円	
	モデル建物法以外のもの	254,400円	
その他の建築物	モデル建物法	97,600円	
	モデル建物法以外のもの	254,400円	

備考 建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る認定の申請に係る手数料は、建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項を記載する場合、申請に係る建築物と複数棟認定の他の建築物につき、それぞれ上表に掲げる区分に応じた金額を合わせた額とする。

別表第26（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る変更認定の申請 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証を添付する場合

区分	手数料の額
一戸建ての住宅	3,300円

共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	3,300円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,600円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	10,600円
	申請戸数が11戸以上のもの	18,100円
共同住宅等の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の場合に限る。）		6,600円
共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分		6,600円
その他の建築物		6,600円

備考 次の各号に掲げる建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る変更認定の申請に係る手数料は、次のように取り扱うものとする。

(1) 建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項を新たに建築物エネルギー消費性能向上計画に記載する場合（他の建築物を新たに追加する場合を除く。） 変更の申請に係る建築物につき、上表に掲げる当該建築物の区分に応じた金額

(2) 建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項を新たに建築物エネルギー消費性能向上計画に記載する場合（他の建築物を新たに追加する場合であって次号に掲げる場合を除く。） 変更の申請に係る建築物と新たに追加する他の建築物につき、それぞれ上表に掲げる当該建築物の区分に応じた金額を合わせた額

(3) 建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項を新たに建築物エネルギー消費性能向上計画に記載する場合（他の建築物のみを追加する場合に限る。） 新たに追加する他の建築物につき、上表に掲げる当該建築物の区分に応じた金額

別表第27（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る変更認定の申請 その他の場合

区分		手数料の額	
一戸建ての住宅	仕様基準	10,000円	
	仕様基準以外のもの	20,200円	
共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	仕様基準	10,000円
		仕様基準以外のもの	20,200円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	仕様基準	19,400円
		仕様基準以外のもの	39,900円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	仕様基準	28,700円
		仕様基準以外のもの	57,600円
	申請戸数が11戸以上のもの	仕様基準	41,800円
		仕様基準以外のもの	81,300円

共同住宅等の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に限る。）		62,500円
共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分	モデル建物法	50,300円
	モデル建物法以外のもの	128,700円
その他の建築物	モデル建物法	50,300円
	モデル建物法以外のもの	128,700円

備考 次の各号に掲げる建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る変更認定の申請に係る手数料は、次のように取り扱うものとする。

- (1) 建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項を新たに建築物エネルギー消費性能向上計画に記載する場合（他の建築物を新たに追加する場合を除く。） 変更の申請に係る建築物につき、上表に掲げる当該建築物の区分に応じた金額
- (2) 建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項を新たに建築物エネルギー消費性能向上計画に記載する場合（他の建築物を新たに追加する場合であって次号に掲げる場合を除く。） 変更の申請に係る建築物と新たに追加する他の建築物につき、それぞれ上表に掲げる当該建築物の区分に応じた金額を合わせた額
- (3) 建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項を新たに建築物エネルギー消費性能向上計画に記載する場合（他の建築物のみを追加する場合に限る。） 新たに追加する他の建築物につき、上表に掲げる当該建築物の区分に応じた金額

別表第28（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能に係る適合性の判定に係る軽微変更に該当する証明の申請 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する場合であって、判定に係る部分が共用部分のみの建築物の場合

区分		手数料の額
一戸建ての住宅		1,500円
共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	1,500円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	3,100円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	5,300円
	申請戸数が11戸以上のもの	8,900円
共同住宅等の共用部分（基準省令第4条第3項第1号若しくは第13条第3項第1号の規定を適用する建築物又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する場合であって、判定に係る部分が共用部分のみの建築物の		3,100円

場合に限る。)	
共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分	3, 100円
その他の建築物	3, 100円

別表第29（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能に係る適合性の判定に係る軽微変更に係る証明の申請  
 申請 その他の場合

区分		手数料の額	
一戸建ての住宅	仕様基準	5, 100円	
	仕様基準以外のもの	10, 000円	
共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	仕様基準	5, 100円
		仕様基準以外のもの	10, 000円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	仕様基準	9, 600円
		仕様基準以外のもの	19, 700円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	仕様基準	14, 200円
		仕様基準以外のもの	28, 400円
	申請戸数が11戸以上のもの	仕様基準	21, 100円
		仕様基準以外のもの	40, 700円
共同住宅等の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に限る。）		31, 200円	
共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分	モデル建物法	24, 800円	
	モデル建物法以外のもの	64, 000円	
共同住宅等の工場等の用途に供する部分		5, 700円	
その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分	モデル建物法	24, 800円	
	モデル建物法以外のもの	64, 000円	
その他の建築物		5, 700円	

別表第30（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る軽微変更に係る証明の申請  
 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証を添付する場合

区分		手数料の額
一戸建ての住宅		1, 500円
共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	1, 500円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	3, 100円

	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	5,300円
	申請戸数が11戸以上のもの	8,900円
共同住宅等の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の場合に限る。）		3,100円
共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分		3,100円
その他の建築物		3,100円

別表第31（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る軽微変更に関する証明の申請  
その他の場合

区分		手数料の額	
一戸建ての住宅	仕様基準	5,100円	
	仕様基準以外のもの	10,000円	
共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	仕様基準	5,100円
		仕様基準以外のもの	10,000円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	仕様基準	9,600円
		仕様基準以外のもの	19,700円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	仕様基準	14,200円
		仕様基準以外のもの	28,400円
	申請戸数が11戸以上のもの	仕様基準	21,100円
		仕様基準以外のもの	40,700円
共同住宅等の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の場合に限る。）		31,200円	
共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分	モデル建物法	24,800円	
	モデル建物法以外のもの	64,000円	
その他の建築物	モデル建物法	24,800円	
	モデル建物法以外のもの	64,000円	

別表第32（第2条関係）

屋外広告物許可の申請

区分		手数料の額
第1種	広告塔、広告板その他これらに類するもの（第3種のものを除く。）	表示面積5平方メートルまでごとに1,330円
第2種	御殿場市総合景観条例（平成25年御殿場市条例第46号。以下「総合景観条例」という。）第	1枚、1本又は1個につき120円

	28条第3項第2号から第4号までに掲げるもの（第3種のものを除く。）		
第3種	照明装置のあるもの		表示面積5平方メートルまでごとに1,600円
第4種	はり紙（第3種のものを除く。）		100枚までごとに430円
第5種	その他第1種、第2種及び第4種に類するもの	巻き付けられて取り付けられる広告物	1組につき240円
		その他のもの	1個につき240円

備考 (1) 総合景観条例第29条、第30条第4項若しくは第6項の許可又は第36条第2項の期間の更新に係る申請についての金額は、2年を超えて広告物を表示し、又は広告物を提出する物件を設置しようとするときは、この表に掲げる金額に100分の150を乗じて得た額とする。

(2) 総合景観条例第37条第1項の許可を受けようとするときは、この表に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 19 号

御殿場市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

御殿場市国民健康保険税条例（昭和 31 年御殿場市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「24 万円」を「26 万円」に改める。

第 23 条第 1 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の御殿場市国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第20号

御殿場市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月20日 提出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

御殿場市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年御殿場市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「1万円」に改め、同号ただし書中「1万4,500円」を「1万5,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に改め、「第2号に該当する扶養親族については1人につき383円」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中「12,900円」を「13,340円」に、「13,700円」を「14,170円」に、「14,500円」を「15,000円」に、「11,300円」を「11,670円」に、「12,100円」を「12,500円」に、「9,700円」を「10,000円」に、「10,500円」を「10,840円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の御殿場市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた御殿場市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給す

べき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 2 1 号

富士御殿場工業団地開発事業地内の用地取得について

富士御殿場工業団地開発事業地内の土地を次のとおり取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年御殿場市条例第 5 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 2 0 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

1 取得の目的

御殿場市土地開発公社が所有する富士御殿場工業団地開発事業に係る土地について、開発予定企業に対して売却を行うため御殿場市が取得するもの。

2 取得する土地の所在、地目、地積及び取得金額

所 在：御殿場市神場 2 3 9 1 番地 8 外 5 筆

地 目：原野、用悪水路

地 積：3 4, 0 4 6. 7 4 m<sup>2</sup>

金 額：2 4 0, 5 1 8, 1 4 6 円

支払利息： 1, 3 6 4, 0 3 3 円

合 計：2 4 1, 8 8 2, 1 7 9 円

3 取得の相手方

御殿場市萩原 4 8 3 番地

御殿場市土地開発公社

議案第 22 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道路線を認定したいので、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
2218号線	御殿場市萩原511番15地先	御殿場市萩原511番12地先	
2219号線	御殿場市御殿場436番7地先	御殿場市御殿場434番10地先	

同意第3号

御殿場市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を御殿場市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月20日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

氏 名 長田 広幸

住 所 【略】

生年月日 【略】